

2025

10

健康保険 きょうと

令和7年度被扶養者 資格再確認のご協力のお願い



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を毎年度実施しております。被扶養者状況の変更の有無に関わらず毎年ご提出いただく必要があるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

送付時期

令和7年 10 月下旬

提出期限

令和7年 12 月 12 日 (金)



送付書類

- 被扶養者状況リスト
- 説明用リーフレット
- 被扶養者調書兼異動届 (削除用)
- 返信用封筒

提出いただく書類

- 被扶養者状況リスト
- ※ご確認の結果、扶養解除となる方がいらっしゃる場合は、可能な限り電子申請により、被扶養者異動届を日本年金機構へお届けください。

要チェック!



詳しくはこちらを
ご覧ください



前年度からの主な変更点

	今年度	昨年度
確認対象	以下のいずれかに該当する被扶養者 - 健康保険の資格が重複している可能性が高い方 - 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方 - 令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)を超過している方(18歳未満の方や直近で認定された方を除く) ※上記①～③に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません	すべての被扶養者 (18歳未満の方や直近で認定された方を除く)
添付書類の提出	人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動があった場合のみ、事業主の証明が必要	必要な場合あり
扶養解除となる方がいる場合 (被扶養者異動届の提出方法)	原則、日本年金機構へ電子申請 ただし、電子申請が難しい場合は、引き続き協会けんぽへ「被扶養者調書兼異動届(削除用)」を郵送(紙媒体で提出する場合で、お急ぎの場合は日本年金機構へ提出)	原則、協会けんぽへ「被扶養者調書兼異動届(削除用)」を郵送(お急ぎの場合は日本年金機構へ提出)
その他	被扶養者状況リストに事業主控えなし(単票式) ※控えが必要な場合はあらかじめコピーをお取りください	被扶養者状況リストに事業主控えあり(複写式)

扶養解除日にご注意ください



健康保険の被扶養者として加入している方が就職等により扶養から外れる場合、**日本年金機構**へ「被扶養者(異動)届」の提出※が必要です。 ※任意継続健康保険の場合は、協会けんぽへ提出してください。

扶養解除日、お間違いありませんか？

「被扶養者(異動)届」において誤った扶養解除日を記入したことにより、ご本人が意図せず受診日に健康保険の資格がない状態となってしまう、後日、医療費をお返しいただくよう返納金通知書をお送りするケースが発生しています。

日付の記入誤りが多いケース

① 年が誤っている

「令和**7**年4月1日」とすべきところ、誤って「令和**6**年4月1日」と記入

② 扶養家族の就職に伴い扶養から外す場合、扶養解除日を「資格取得日の前日」としている

「**資格取得日**」が扶養解除日です
令和7年4月1日が資格取得の場合の扶養解除日

○令和7年**4月1日**
×令和7年**3月31日**

③ 亡くなられた方について、扶養解除日を「死亡日」としている

「**死亡日の翌日**」が扶養解除日です
令和7年3月31日死亡の場合の扶養解除日

○令和7年**4月1日**
×令和7年**3月31日**

また、扶養解除日の訂正を届出いただく場合、訂正届以外に確認書類が必要となることがあります。健康保険の切り替え時には、扶養解除日にご注意ください。

第4回

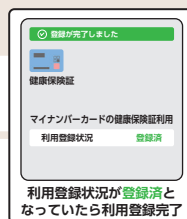
マイナ保険証のよくある疑問にお答えします

6月号から全4回にわたりマイナ保険証について連載しています。

最終回は、マイナ保険証のよくあるお問い合わせをご紹介します。

Q マイナ保険証を使用できる状態になっているかは、どのように確認すればよいですか。

A スマートフォン等でマイナポータルにログイン後、トップページの証明書から「健康保険証」を選択し利用登録状況が【登録済】であればマイナ保険証として使用できます。



Q マイナンバーカードの有効期限やマイナンバーカードの電子証明書が切れるとどうなりますか。

A ○マイナンバーカード…本人確認書類としての使用ができなくなります
○電子証明書…マイナポータルにログインできなくなるほか、証明書のコンビニ交付などができなくなります
電子証明書の有効期限が切れた場合でも、期限切れから3か月間はマイナ保険証としての利用は可能ですが、その後電子証明書の更新を行わなければ、マイナ保険証の利用はできなくなります。

種類	マイナンバーカード	マイナンバーカード 電子証明書	資格確認書
有効期限	・発行日から10回目の誕生日まで ・発行時に18歳未満の方は5回目の誕生日まで	年齢にかかわらず発行日から5回目の誕生日まで	最長5年 ※任意継続被保険者は最長2年

詳しくはこちら
「政府広報オンライン」



第3回「「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」って？」についてはこちら！

